

# 令和6年度奄美駐屯地で使用する電気

業務隊長	管理科長	工事企画	電気主任 技術者	電気係
				
陸上自衛隊奄美駐屯地業務隊 管理科				

# 陸上自衛隊仕様書

## 1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地で使用する電気契約について適用する。

## 2 概要

### (1) 需要場所

- ア 陸上自衛隊奄美駐屯地 : 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊字中畑ケ266番49  
イ 供給地点特定番号 : 09-1100-0122-0981-0000-0000

### (2) 業種及び用途

- ア 官公署 (国家事務)

## 3 製品に関する要求

### (1) 仕様

- ア 供給電源方式 交流3相3線式  
イ 供給電圧 (標準電圧) 6,000V  
ウ 計量電圧 (標準電圧) 6,000V  
エ 標準周波数 60Hz  
オ 受電設備総容量 3,900KVA  
カ コンデンサー取付容量 424Kvar  
キ 非常用発電機 (非常用) 625KVA×3台、200KVA×1台、  
125KVA×1台  
ク 受電方式 1回線方式  
ケ 蓄熱式負荷設備の有無 無

### (2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 契約電力  
令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時 : 750KW  
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器より計測される値が原則としてこれを越えないものとする。)  
イ 予定使用電力量 2,775,000KWh  
(月別の予定使用電力量は、別紙第1のとおり)  
ウ 力率 100% (常時)  
(各月の力率は実測値によるものとする。)

### (3) 契約時期及び検針日等

- ア 契約時期 令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時  
イ 検針日時 月初めの1日0時  
ウ 電気料金確定日 検針日から3営業日  
(電力使用量と電気料金の詳細については、速やかに担当部署「駐屯地電気係」に報告すること。)

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

(5) 需給地点

需給場所における九州地区の一般電気事業者の電柱269フ162号柱から陸上自衛隊奄美駐屯地の構内1号柱に引込んだ引込線と1号柱上に陸上自衛隊奄美駐屯地が設置した気中負荷開閉器の電源側端子との接続点

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 財産分界点

需給地点に同じ。ただし、電力量計及び付属装置は、九州地区の一般電気事業者の所有とする。

(8) 計量地点

陸上自衛隊奄美駐屯地の受電所電気室の高圧計器盤内とする。

4 その他

- (1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動及びその要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。
- (3) 電力供給に関する料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
  - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

## 月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量 (KWh)				
	ピーク	夏季昼間	その他季昼間	夜 間	小 計
令和6年 4月			90,000	85,000	175,000
令和6年 5月			100,000	105,000	205,000
令和6年 6月			140,000	120,000	260,000
令和6年 7月	40,000	125,000		135,000	300,000
令和6年 8月	30,000	115,000		120,000	265,000
令和6年 9月	40,000	120,000		140,000	300,000
令和6年10月			115,000	100,000	215,000
令和6年11月			100,000	100,000	200,000
令和6年12月			105,000	100,000	205,000
令和7年 1月			105,000	120,000	225,000
令和7年 2月			105,000	100,000	205,000
令和7年 3月			120,000	100,000	220,000
合 計	2,775,000				

# 令和6年度瀬戸内分屯地管理地区で使用する電気

業務隊長	管理科長	工事企画	電気主任 技術者	電気係長
				
陸上自衛隊奄美駐屯地業務隊 管理科				

# 陸上自衛隊仕様書

## 1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊瀬戸内分屯地管理地区で使用する電気契約について適用する。

## 2 概要

### (1) 需要場所

- ア 陸上自衛隊瀬戸内分屯地管理地区 : 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子字犬山684-2  
イ 供給地点特定番号 : 09-1100-0122-0971-0000-0000

### (2) 業種及び用途

- ア 官公署 (国家事務)

## 3 製品に関する要求

### (1) 仕様

- ア 供給電源方式 交流3相3線式  
イ 供給電圧 (標準電圧) 6,000V  
ウ 計量電圧 (標準電圧) 6,000V  
エ 標準周波数 60Hz  
オ 受電設備総容量 管理地区 1650KVA  
カ コンデンサー取付容量 106×4kvar  
キ 非常用発電機 (非常用) 625kVA×2台、150kVA×1台、  
ク 受電方式 1回線方式  
ケ 蓄熱式負荷設備の有無 無

### (2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 契約電力 管理地区 250kW  
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、実量制により実績最大需要電力の最も大きな値とし、計量器より計測される値が原則としてこれを越えた場合は、契約電力とする。)  
イ 予定使用電力量 991,000kWh  
(月別の予定使用電力量は、別紙のとおり)  
ウ 力率 100% (常時)  
(各月の力率は実測値にによるものとする。)

### (3) 契約時期及び検針日等

- ア 契約時期 令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時  
イ 検針日時 月初めの1日0時  
ウ 電気料金確定日 検針日から3営業日  
(電力使用量と電気料金の詳細については、速やかに担当部署「駐屯地電気係」に報告すること。)

(4) 電力量等の検針

ア 自動検針装置 有

イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

(5) 需給地点

需給場所における九州地区の一般電気事業者の電柱641フ623号柱から陸上自衛隊瀬戸内分屯地の構内1号柱に引込んだ引込線と1号柱上に陸上自衛隊瀬戸内分屯地が設置した気中負荷開閉器の電源側端子との接続点。

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 財産分界点

需給地点に同じ。ただし、電力量計及び付属装置は、九州地区の一般電気事業者の所有とする。

(8) 計量地点

陸上自衛隊瀬戸内分屯地の受電所電気室の高圧計器盤内とする。

4 その他

(1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(2) 力率の変動及びその要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。

(3) 電力供給に関する料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単価は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

## 月別予定使用電力量

(分屯地)

年 月	予定使用電力量 (kWh)				
	夏季	ピーク	夜間	その他季	夜間
令和 6 年 4 月				34,000	32,000
令和 6 年 5 月				36,000	32,000
令和 6 年 6 月				46,000	38,000
令和 6 年 7 月	44,000	13,000	56,000		
令和 6 年 8 月	48,000	14,000	58,000		
令和 6 年 9 月	40,000	12,000	44,000		
令和 6 年 10 月				42,000	40,000
令和 6 年 11 月				36,000	32,000
令和 6 年 12 月				37,000	39,000
令和 7 年 1 月				39,000	41,000
令和 7 年 2 月				33,000	37,000
令和 7 年 3 月				33,000	35,000
合 計	991,000				

令和6年度瀬戸内分屯地火薬庫地区で使用する電気

業務隊長	管理科長	工事企画	電気主任 技術者	電気係長
				
陸上自衛隊奄美駐屯地業務隊 管理科				

# 陸上自衛隊仕様書

## 1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊瀬戸内分屯地火薬庫地区で使用する電気契約について適用する。

## 2 概要

### (1) 需要場所

- ア 陸上自衛隊瀬戸内分屯地火薬庫地区 : 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子字犬山684-2  
イ 供給地点特定番号 : 09-1100-0122-1851-0000-0000

### (2) 業種及び用途

- ア 官公署 (国家事務)

## 3 製品に関する要求

### (1) 仕様

- ア 供給電源方式 交流3相3線式  
イ 供給電圧 (標準電圧) 6,000V  
ウ 計量電圧 (標準電圧) 6,000V  
エ 標準周波数 60Hz  
オ 受電設備総容量 火薬庫地区 265KVA  
カ コンデンサー取付容量 53.2KVA  
キ 非常用発電機 (非常用) 625kVA×2台  
ク 受電方式 1回線方式  
ケ 蓄熱式負荷設備の有無 無

### (2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 契約電力 火薬庫理地区 40kW  
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、実量制により実績最大需要電力の最も大きな値とし、計量器より計測される値が原則としてこれを越えた場合は、契約電力とする。)  
イ 予定使用電力量 144,300kWh  
(月別の予定使用電力量は、別紙のとおり)  
ウ 力率 100% (常時)  
(各月の力率は実測値にによるものとする。)

### (3) 契約時期及び検針日等

- ア 契約時期 令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時  
イ 検針日時 月初めの1日0時  
ウ 電気料金確定日 検針日から3営業日  
(電力使用量と電気料金の詳細については、速やかに担当部署「駐屯地電気係」に報告すること。)

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

(5) 需給地点

需給場所における九州地区の一般電気事業者の電柱640へ621号柱から陸上自衛隊瀬戸内分屯地の構内1号柱に引込んだ引込線と1号柱上に陸上自衛隊瀬戸内分屯地が設置した気中負荷開閉器の電源側端子との接続点

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 財産分界点

需給地点に同じ。ただし、電力量計及び付属装置は、九州地区の一般電気事業者の所有とする。

(8) 計量地点

陸上自衛隊瀬戸内分屯地の火薬庫地区にある燃料注入施設電気室の高圧計器盤内とする。

4 その他

- (1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動及びその要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。
- (3) 電力供給に関する料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単価は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
  - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

## 月別予定使用電力量

(火薬庫)

年 月	予定使用電力量 (kWh)				
	夏季	ピーク	夜間	その他季	夜間
令和5年 4月				5,800	6,000
令和5年 5月				5,800	6,000
令和5年 6月				5,800	6,000
令和5年 7月	4,500	1,200	7,000		
令和5年 8月	4,500	1,200	7,000		
令和5年 9月	4,500	1,200	7,000		
令和5年10月				5,800	6,000
令和5年11月				5,800	6,000
令和5年12月				5,800	6,000
令和6年 1月				5,800	6,000
令和6年 2月				5,800	6,000
令和6年 3月				5,800	6,000
合 計	144,300				

# 令和6年度奄美駐屯地給水施設で使用する電気

業務隊長	管理科長	工事企画	電気主任技術者	電気係
				
陸上自衛隊奄美駐屯地業務隊 管理科				

# 陸上自衛隊仕様書

## 1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地に給水する給水施設で使用する電気契約について適用する。

## 2 概要

(1)	需要場所	送水ポンプ所 鹿児島県奄美市名瀬大熊町9番4号
	供給地点特定番号	09-0003-1261-2681-0000-0000
	供給電気方式	単相3線式
	供給電圧	200V/100V
	予定契約電力等	30 A
	予定電力使用量	1,540 KWh (月別の予定電力使用量は別紙第1による)
	使用期間等	自 令和6年4月1日、至 令和7年3月31日 電気料金確定日 各月の検針日から3営業日、5日以内

(2)	需要場所	送水ポンプ所 鹿児島県奄美市名瀬大熊町9番4号
	供給地点特定番号	09-0003-1261-2781-0000-0000
	供給電気方式	三相3線式
	供給電圧	200V
	予定契約電力	25 KW
	予定電力使用量	29,100 KWh (月別の予定電力使用量は別紙第1による)
	使用期間	自 令和6年4月1日、至 令和7年3月31日 電気料金確定日 各月の検針日から3営業日、5日以内

(3)	需要場所	中継ポンプ所 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊221番35号
	供給地点特定番号	09-0003-1174-6281-0000-0000
	供給電気方式	単相3線式
	供給電圧	200V/100V
	予定契約電力等	30 A
	予定電力使用量	1,250 KWh (月別の予定電力使用量は別紙第2による)
	使用期間	自 令和6年4月1日、至 令和7年3月31日 電気料金確定日 各月の検針日から3営業日、5日以内

(4)	需要場所	中継ポンプ所 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊221番35号
	供給地点特定番号	09-0003-1174-6381-0000-0000
	供給電気方式	三相3線式
	供給電圧	200V
	予定契約電力	25 KW
	予定電力使用量	23,400 KWh (月別の予定電力使用量は別紙第2による)
	使用期間	自 令和6年4月1日、至 令和7年3月31日 電気料金確定日 各月の検針日から3営業日、5日以内

- (5) 業種及び用途  
官公署（国家事務、給水施設）

3 契約時期及び検針日等

- (1) 契約時期 令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時  
(2) 検針日時 月初めの1日0時  
(3) 電気料金確定日 検針日から3営業日  
(電力使用量と電気料金の詳細については、速やかに担当部署「駐屯地電気係」に報告すること。)

4 その他

- (1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動及びその要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。
- (3) 電力供給に関する料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。  
ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。  
イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。  
ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。  
エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (4) 力率 90%（常時）

## 月別予定使用電力量

(令和6年4月～令和7年3月)

## 1 奄美駐屯地 送水ポンプ所 (従量電灯B 30A)

項目 月	総使用電力量 (キロワット時)	120KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)
4	120	120	0	0
5	120	120	0	0
6	140	120	20	0
7	140	120	20	0
8	140	120	20	0
9	140	120	20	0
10	140	120	20	0
11	120	120	0	0
12	120	120	0	0
1	120	120	0	0
2	120	120	0	0
3	120	120	0	0
合計	1,540	1,440	100	0

## 2 奄美駐屯地 送水ポンプ所 (低圧電力 25KW)

項目 月	総使用電力量 (キロワット時)	120KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)
4	2,300			
5	2,200			
6	2,400			
7	2,400			
8	2,100			
9	2,800			
10	2,400			
11	2,800			
12	2,700			
1	2,200			
2	2,300			
3	2,500			
合計	29,100			

## 月別予定使用電力量

(令和6年4月～令和7年3月)

## 3 奄美駐屯地 中継ポンプ所 (従量電灯B 30A)

項目 月	総使用電力量 (キロワット時)	120KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)
4	100	100	0	0
5	100	100	0	0
6	110	110	0	0
7	110	110	0	0
8	110	110	0	0
9	110	110	0	0
10	110	110	0	0
11	100	100	0	0
12	100	100	0	0
1	100	100	0	0
2	100	100	0	0
3	100	100	0	0
合計	1,250	1,250	0	0

## 4 奄美駐屯地 中継ポンプ所 (低圧電力 25KW)

項目 月	総使用電力量 (キロワット時)	120KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)	300KWhまで (キロワット時)
4	1,800			
5	1,800			
6	2,000			
7	2,000			
8	1,800			
9	2,200			
10	1,800			
11	2,200			
12	2,100			
1	1,800			
2	1,900			
3	2,000			
合計	23,400			

令和6年度朝日町宿舎エレベーターで使用する電気

業務隊長	管理科長	工事企画	電気主任 技術者	電気係
				
陸上自衛隊奄美駐屯地業務隊 管理科				

# 陸上自衛隊仕様書

## 1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地朝日町宿舍エレベーターで使用する電気契約について適用する。

## 2 概要

### (1) 需要場所

- ア 陸上自衛隊奄美駐屯地朝日町宿舍エレベーター : 鹿児島県奄美市名瀬朝日町19番5
- イ 供給地点特定番号 : 0.9-0002-6694-2981-0000-0000

### (2) 業種及び用途

- ア 官公署 (国家宿舍)

## 3 製品に関する要求

### (1) 仕様

- ア 供給電源方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧 (標準電圧) 200V
- ウ 計量電圧 (標準電圧) 200V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 契約種別 低圧電力

### (2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 契約電力 35KW  
令和6年度朝日町宿舍エレベーターで使用する電気 (35KWの内エレベーター分: 9KW)
- イ 予定使用電力量 1800KWh  
(月別の予定使用電力量は、別紙第1のとおり)
- ウ 力率 90% (常時)

### (3) 契約時期及び検針日等

- ア 契約期間 令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時
- イ 検針日 月初めの1日0時
- ウ 電気料金確定日 検針日から3営業日  
(電力使用量と電気料金の詳細については、速やかに担当部署「駐屯地電気係」に報告すること。)

### (4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針

### (5) 需給地点

需給場所における九州地区の一般電気事業者の電柱453サ352号柱から陸上自衛隊奄美駐屯地朝日町宿舍に引込んだ引込線と宿舍壁に陸上自衛隊奄美駐屯地が設置した腕金の接続点

(6) 保安責任分界点  
需給地点に同じ。

(7) 財産分界点  
需給地点に同じ。ただし、電力量計及び付属装置は、九州地区の一般電気事業者の所有とする。

(8) 計量地点  
陸上自衛隊奄美駐屯地の朝日町宿舍開閉器室の引込開閉器盤内とする。

#### 4 その他

(1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(2) 力率の変動及びその要因による電気料金の調整並びに仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件及び特定規模需要選択供給条件による。

(3) 電力供給に関する料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

## 朝日町宿舎エレベーター一月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量 (KWh)
令和6年 4月	150
令和6年 5月	150
令和6年 6月	150
令和6年 7月	150
令和6年 8月	150
令和6年 9月	150
令和6年10月	150
令和6年11月	150
令和6年12月	150
令和7年 1月	150
令和7年 2月	150
令和7年 3月	150
合 計	1,800